



労働安全衛生法施行令の一部を 改正する政令等について

「溶接ヒューム」と「マンガン及びその化合物」

令和 2 年 4 月 22 日付基発 0422 第 4 号で労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境測定法施行規則等の一部改正が示されました。主な改正内容は、以下の 2 項目となります。

・特定化学物質(第 2 類物質)に「溶接ヒューム」を追加

・特定化学物質(第 2 類物質)の「マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)」から「(塩基性酸化マンガンを除く)」を除外

(施行は、令和 3 年 4 月 1 日)

この改正に伴い、「溶接ヒューム」については、作業主任者の選任、健康診断の実施が義務付けられ、「マンガン及びその化合物」については、前述に加え、塩基性酸化マンガンも作業環境測定が必要となります。その管理濃度は「マンガンとして 0.05 mg/m^3 」に引き下げられ、「マンガン及びその化合物」の試料採取方法は、「低管理濃度特定化学物質」に追加されることから、「個人サンプリング法」による分粒装置を用いたろ過捕集法が採用されます。

金属アーク溶接等を行う作業については、全体換気の実施、または同等以上の措置を講じること、有効な呼吸用保護具着用をさせること等が義務付けとなります。そして、金属アーク溶接等を行う作業で作業方法等の変更を行う場合は、個人サンプリング法により気中濃度測定を行い、結果に応じて換気量の改善等を行い、更に同じ濃度測定を実施し、効果の確認をすることになります。

さらに、作業場の床面は水洗等により容易に掃除できる構造とし、粉じん飛散のない方法で毎日 1 回以上の掃除を行うこととなります。

上記の改正を踏まえ、現在、測定方法や防塵マスク(有効な呼吸用保護具)の選択方法、マスク種毎の防護係数、フィットテスト方法等について意見募集(パブコメ)が行われています。当件の告示は令和 2 年 7 月上旬、その施行日は令和 3 年 4 月 1 日の予定です。ただし、マスク関係は 1 年間の猶予期間が設定される模様です。

大防法改正案が成立 (解体工事の石綿飛散防止)

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策を強化する大気汚染防止法改正案が 5 月 29 日参院本会議で原案通り賛成多数で可決、成立しました。石綿濃度の迅速測定方法や測定結果の評価に必要な管理基準値等の制度化について速やかに検討することなど計 13 項目が議決されました。

【 今回の法改正の主なポイント 】

- ①: 石綿含有成形板などレベル 3 建材を含む全ての建材に規制対象を拡大すること
- ②: 建材中の石綿有無の事前調査結果を都道府県等へ報告するよう義務付けること
- ③: 隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行った場合に直接罰を創設すること
- ④: 作業結果の発注者への報告を義務付けること ー など

施行期日は事前調査結果の報告が公布日から 2 年以内、それ以外の規定は 1 年以内となります。

事前調査結果の報告件数は年間約 230 万件に上ると推計され、都道府県等の事務を効率化するために、環境省は厚生労働省と連携して電子システムを整備し、制度の開始時から運用する予定。

厚生労働省は労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を今回の大気汚染防止法と整合的な形で改正し、その中で事前調査結果の労働基準監督への届出を義務付ける方針。そのために整備する電子届出システムを環境省のシステムと連結し、都道府県等を含め情報の共有化を図る考えです。

また、事前調査者の必要数は全国で 30 万~40 万人程度と見積もられており、その養成のための全国的な講習実施体制の構築が急務となっています。この点について、厚生労働省は建設業労働災害防止協会や中央労働災害防止協会における都道府県単位や地域レベルでの講習実施体制を活用し、全国の数百ヶ所で講習の実施を想定。過去の制度改正に伴う技能講習等の実績を見ても、これらの団体等の協力によって、年間 10 万~20 万人程度の講習実施が可能であり、施行に向けた育成期間として 3 年あれば必要な人材を確保できるなどとしています。

令和元年度PFOS及びPFOA全国存在状況 把握調査が公表されました

これまでに、弊社「環境技研通信」において、PFOS・PFOAが、厚生労働省が水道水質基準の「水質管理目標設定項目」への引き上げ、それに伴う50ng/Lの暫定指針値の設定、その後の環境省における公共用水域や地下水の暫定指針値(50ng/L)の設定について、お伝えしてきました。

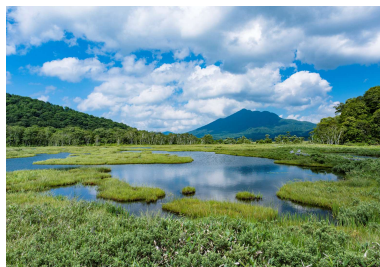
今回は、令和2年6月11日に環境省から発表された「令和元年度PFOS及びPFOA全国存在状況把握調査」についてお伝えいたします。

この調査は、各都道府県のPFOS又はPFOAの排出源となりうる施設周辺の環境水(河川：106地点、湖沼：4地点、地下水：46地点、湧水：6地点)計171地点の結果を集計したのになります。

その結果、全171地点のうち、13都府県37地点において、環境水の暫定指針値(50ng/L)を超える結果が確認されました。最大値は、大阪府摂津市の地下水(私有地)で、1855.6ng/Lの値となりました。また沖縄県では、沖縄市のダクジャク川の値が、1508.1ng/Lになったのをはじめ、他の湧水でも1000ng/L前後の値が計測される結果となりました。

PFOS・PFOAは、化学的に安定で水や油をはじく性質があり、泡消火剤や調理器具、半導体等に使用されています。数値の高い地点は、首都圏など化学メーカーが集積する都市部に見受けられます。沖縄県については、沖縄市の嘉手納基地、宜野湾市の普天間飛行場などの米軍施設で、PFOSを含む泡消火剤を使用していることが、原因とみられます。

上水や環境水についても、PFOS・PFOAは今後、民間の調査機関で本格的な調査が行われます。当社でも分析を開始しておりますので、お気軽にお問合せ下さい。



新装置導入のお知らせ 精密断面作製装置2台同時導入

弊社では環境分析の他、医薬品の分析や異物分析・製品の不良解析等を行っています。この度、製品の不良解析等を担当しているリサーチGに精密断面作製装置を2台同時に導入しました。

卓上型自動研磨/
ポリッシング装置
サファイア 250 AI-Eco
(グアター・サイエンティフィック製)
・寸法(W x H x D)
511 x 265 x 710 mm
・回転速度(本体/ヘッド)
30-600 rpm (本体)
30-160 rpm (ヘッド)



本装置は機械的研磨に用いられます。機械式研磨の主流であるバフ研磨は試料片を樹脂に包埋して固め、所定の位置で切断します。その後、耐水研磨紙や液体ダイヤモンド研磨剤等で目的の位置まで削り込み、アルミナのバフで仕上げます。研磨後は光学顕微鏡による観察はもちろんのこと、走査電子顕微鏡を用いた観察や分析にも対応できるものになります。一方、機械式研磨は微小なものだけでなく数cm程度の比較的大きな試料にも対応できるのも特徴の一つです。

今回の導入によりカットサンプル作製の業務工程がバッチ式から連続式に変わり、効率が上がります。特に数十点といった多試料の同時研磨では工程で発生していた従来の待ち時間が解消されるため、品質を一切落とすことなく格段に早く仕上げる事が可能になります。精密研磨でお困りの際はぜひお声がけください。確かな品質とご希望の納期でお応えさせていただきます。

精密断面研磨処理室



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp